

旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民等が、地域の課題を共有し、その解決に向けた方策を検討するとともに、相互に連携し協働しながら、地域特性を生かした個性ある多様なまちづくりを推進していくため、地域まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会の名称及び所管区域は別表のとおりとする。

(所掌事項等)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討し、並びに意見を交換する。

- (1) 地域のまちづくりの推進に関すること。
- (2) 地域のまちづくりの支援に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者とし、その定数は各協議会の状況に応じ別に定める。

- (1) 地域に住所を有する者
- (2) 地域で働き、又は学ぶ者
- (3) 地域において事業活動その他の活動を行う者
- (4) 公募により選任された者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、翌年度の末日までとする。ただし、任期中の退任に伴う新任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の選任に当たっては、所管区域の住民の意見が適切に反映されるよう、配慮しなければならない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総括し、協議会の代表となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、市長と協議の上、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、検討内容が旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開する。

3 会長は、必要と認めるときは、市職員等委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第6条の2 協議会は、特別の事項を検討するため必要があるときは、部会を設置することができる。

る。

2 前条第3項の規定は、前項の部会について準用する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、地域まちづくり課及び各支所に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第6条の2第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

資料 2

別表

名 称	所管区域
中央・新旭川まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・西地区市民委員会の該当区域 亀吉，曙，曙北，常盤公園，西（2条西～9条西各丁目），宮下通～9条通1～5丁目（8条通6丁目の一部） ・中央地区市民委員会の該当区域 上常盤町，中常盤町，常盤通，宮下通～10条通6～10丁目（8条通6丁目の一部） ・大成地区市民委員会の該当区域 宮下通～10条通11～17丁目，宮前1～2条1～2丁目 ・新旭川地区市民委員会の該当区域 金星町，東，新富，パルプ町，新星町，大雪通 ・朝日地区市民委員会の該当区域 2～11条通18～25丁目（1条通24・25丁目，4条通25丁目，11条通23丁目の一部）
豊岡まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡地区市民委員会の該当区域 豊岡1～7条1～4丁目，豊岡8～13条1～2丁目（4条通25丁目，11条通23丁目，豊岡8条3丁目の一部） ・新豊岡市民委員会の該当区域 豊岡8～15条3・4丁目（豊岡8条3丁目の一部） ・愛宕地区市民委員会の該当区域 豊岡3・4・16条7丁目，豊岡5・15条5～7丁目，豊岡6～13条5～9丁目，豊岡14条5～8丁目（豊岡4条5・6丁目，豊岡14条9丁目，豊岡15条8丁目，豊岡11・13条4丁目の一部）
東光まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・啓明地区市民委員会の該当区域 宮下通18～26丁目，1条通18～25丁目，南1～9条通16～25丁目，南4～9条通26丁目，宮前1条3～5丁目，宮前2条3丁目（1条通24・25丁目，南1条通25丁目，南2・3条通26丁目の一部） ・東光地区市民委員会の該当区域 東光1～9条1～4丁目，南1条通26丁目（東光10条2丁目，東光10・11条4丁目，南1条通25丁目，南2・3条通26丁目の一部） ・東光南地区市民委員会の該当区域 東光10～18条1～4丁目（東光10条2丁目，東光10・11条4丁目の一部） ・東豊中央市民委員会の該当区域 東光1～9条5・6丁目，豊岡1～3条5・6丁目（豊岡4条5・6丁目の一部） ・東部東光市民委員会の該当区域 東光10～25条5・6丁目 ・千代田市民委員会の該当区域 東光1～27条7～10丁目，豊岡1・2条7～10丁目，豊岡3条8～10丁目，豊岡4・5条8・9丁目（豊岡4条10丁目，東旭川町共栄，東旭川町下兵村の一部）
北星まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・近文東地区市民委員会の該当区域 川端町6条9・10丁目，川端町7条10丁目，近文町11～23丁目，錦町11～18丁目，緑町12～20丁目（近文町24丁目，錦町19丁目，緑町21・22丁目の一部） ・近文西地区市民委員会の該当区域 旭岡，近文町25丁目，錦町20～24丁目，緑町23～25丁目（近文町24丁目，錦町19丁目，緑町21・22丁目の一部） ・川端地区市民委員会の該当区域 川端町1～5条各丁目

	<ul style="list-style-type: none"> ・北星地区市民委員会の該当区域 本町, 花咲町1～3丁目, 大町1～3条1～7丁目, 旭町1～2条1～7丁目 (大町1条7丁目, 旭町2条7丁目, 花咲町4丁目, 春光町の一部) ・旭星地区市民委員会の該当区域 大町1～3条8～14丁目, 旭町1・2条8～14丁目, 北門町7～13丁目 (大町1条7丁目, 大町1・2条15丁目, 旭町1・2条15丁目, 旭町2条7丁目, 北門町14丁目の一部) ・旭星西地区市民委員会の該当区域 大町1・2条16～20丁目, 旭町1・2条16～21丁目, 北門町15～22丁目 (大町1・2条15丁目, 旭町1・2条15丁目, 北門町14丁目の一部)
末広まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・末広中央地区市民委員会の該当区域 末広1～8条1～3丁目, 末広東1～3条1～3丁目 (春光1・5・6条9丁目, 末広8条2・3丁目の一部) ・末広地区市民委員会の該当区域 末広1～7条4～12丁目 ・末広東地区市民委員会の該当区域 末広東1～3条4～12丁目 (末広東2条13丁目の一部)
春光まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・春光西地区市民委員会の該当区域 住吉, 春光4～6条1～4丁目, 春光7条2・3丁目 ・春光中央市民委員会の該当区域 春光4～7条5～9丁目, 春光3条6丁目 (春光5・6条9丁目の一部) ・春光東地区市民委員会の該当区域 春光1～3条7～9丁目, 花咲町5～7丁目 (春光1条9丁目, 花咲町4丁目の一部)
春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・春光台地区市民委員会の該当区域 春光台1～5条1～5丁目 (末広8条2・3丁目, 春光台1・3・4条5丁目の一部) ・鷹の巣福祉村地区市民委員会の該当区域 末広8条4～12丁目, 春光台1～5条6～12丁目 (春光台1・3・4条5丁目の一部)
神居まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・神居中央地区市民委員会の該当区域 高砂台, 神居町富岡, 神居1～9条1～10丁目 (神居町神岡, 神居町富沢の一部) ・神居東地区市民委員会の該当区域 神居1～5条11～21丁目, 神居6条11～19丁目, 神居7条11～18丁目, 神居8条11～17丁目 (神居町神岡, 神居町富沢の一部) ・台場地区市民委員会の該当区域 神居町台場, 台場東, 台場 ・神居雨紛地区市民委員会の該当区域 神居町雨紛, 神居町上雨紛, 神居町共栄, 神居町神華 ・西神居地区市民委員会の該当区域 神居町神居古潭, 神居町西丘, 神居町豊里 ・忠和地区市民委員会の該当区域 南が丘, 神居町忠和, 忠和
江丹別まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・江丹別地区市民委員会の該当区域 江丹別町拓北, 江丹別町中央, 江丹別町富原, 江丹別町中園, 江丹別町西里, 江丹別町芳野, 江丹別町清水 ・嵐山地区市民委員会の該当区域 江丹別町嵐山, 江丹別町春日, 江丹別町共和
永山まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・永山第一地区市民委員会の該当区域

	<p>秋月，流通団地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永山南西地区市民委員会の該当区域 永山1～6条1～10丁目 ・永山南地区市民委員会の該当区域 永山町2～5丁目，永山7～10条1～10丁目，永山11条1・2丁目，永山12条1～3丁目，永山13条2・3丁目，永山14条3丁目（永山町6丁目の一部） ・永山第三地区市民委員会の該当区域 永山町7～9丁目，永山1～6条11～16丁目，永山7・8条11～18丁目，永山9条11～16丁目，永山10条11～15丁目，永山北1・2条6～9丁目，永山北3条6～8丁目，永山北4条6丁目（永山町6丁目の一部） ・永山第二地区市民委員会の該当区域 永山町10～16丁目，永山1～6条17～24丁目，永山7・8条19～21丁目，永山北1・2条10～13丁目，永山北3条10・11丁目
東旭川まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・旭正地区市民委員会の該当区域 東旭川町旭正，東旭川町忠別 ・東旭川中央地区市民委員会の該当区域 工業団地，東旭川北，東旭川南，東旭川町上兵村，豊岡4～12条10・11丁目（豊岡4条10丁目，豊岡14条9丁目，豊岡15条8丁目，東旭川町共栄，東旭川町倉沼，東旭川町日ノ出，東旭川町下兵村の一部） ・日の出倉沼地区市民委員会の該当区域 （東旭川町日ノ出，東旭川町倉沼の一部） ・豊田地区市民委員会の該当区域 （東旭川町豊田，東旭川町東桜岡，東旭川町米原の一部） ・桜岡地区市民委員会の該当区域 東旭川町桜岡（東旭川町豊田，東旭川町東桜岡の一部） ・米原瑞穂地区市民委員会の該当区域 東旭川町瑞穂（東旭川町米原の一部）
神楽まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・神楽本町地区市民委員会の該当区域 神楽1条6丁目，神楽2条2～6丁目，神楽3条2～8丁目，神楽4条1～6丁目，神楽5条1～8丁目，神楽6条1～10丁目，神楽7条7～10丁目（神楽2条7丁目，神楽5条9・10丁目の一部） ・神楽宮前地区市民委員会の該当区域 神楽岡公園，神楽1条7～12丁目，神楽2条8～12丁目，神楽3・4条9～12丁目，神楽5条11・12丁目（神楽2条7丁目，神楽4条13丁目，神楽5条9・10丁目の一部） ・高野地区市民委員会の該当区域 神楽6・7条11・12丁目（神楽6・7条13丁目の一部） ・神楽岡地区市民委員会の該当区域 神楽4～7条13・14丁目，神楽岡8条1～4丁目，神楽岡9条1～5丁目，神楽岡10～16条1～9丁目（神楽4・6・7条13丁目，神楽岡9条6丁目の一部）
緑が丘まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・旭神市民委員会の該当区域 旭神，旭神町 ・神楽岡東地区市民委員会の該当区域 神楽岡1～7条3～7丁目，神楽岡8条5～7丁目，神楽岡9条7丁目（神楽岡9条6丁目の一部） ・緑が丘地区市民委員会の該当区域 緑が丘1～5条1～4丁目 ・西御料地地区市民委員会の該当区域 緑が丘南，西御料，西神楽1～4線5～7号（緑が丘東5条2丁目，

	<p>西神楽 1～4 線 8 号の一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑が丘東地区市民委員会の該当区域 緑が丘東 (緑が丘東 5 条 2 丁目の一部)
西神楽まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・西神楽地区瑞穂市民委員会の該当区域 西神楽 1 線 9～11 号, 西神楽 2・3 線 9～11 号, 西神楽 4 線 9・10 号 (西神楽 1～4 線 8 号, 西神楽 1・2 線 12 号, 西神楽 4 線 11 号の一部) ・西神楽地区中央市民委員会の該当区域 西神楽北, 西神楽南, 西神楽南 13・14 号, 西神楽 1・2 線 13・14 号, 西神楽 3 線 12～15 号, 西神楽 4 線 12～14 号 (西神楽南 15 号, 西神楽 1・2 線 12 号, 西神楽 1・2・4 線 15 号, 西神楽 4 線 11 号の一部) ・西神楽地区聖和市民委員会の該当区域 西神楽南 16・17 号, 西神楽 1～4 線 16～19 号, 西神楽 5 線 18・19 号 (西神楽南 15 号, 西神楽 1・2・4 線 15 号, 西神楽 3 線 20 号の一部) ・西神楽地区千代ヶ岡市民委員会の該当区域 西神楽 1 線 20～32 号, 西神楽 2 線 20～34 号, 西神楽 3 線 21～30 号, 西神楽 4 線 20～22・26～30 号, 西神楽 5 線 22 号 (西神楽 3 線 20 号の一部)
東鷹栖まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・東鷹栖中央地区市民委員会の該当区域 末広 1・2 条 13～15 丁目, 末広東 1 条 13～15 丁目, 東鷹栖 1 条 1～4 丁目, 東鷹栖 2・3 条 1～3 丁目, 東鷹栖 4 条 1～5 丁目, 東鷹栖 1・3 線 10・11 号, 東鷹栖 2 線 11 号, 東鷹栖 4 線 10～12 号, 東鷹栖 5・6 線 10・11 号, 東鷹栖 7 線 10～12 号, 東鷹栖東 1～3 条 1～6 丁目 (末広東 2 条 13 丁目, 東鷹栖 2 条 4 丁目, 東鷹栖 5・6 線 12 号の一部) ・東鷹栖東地区市民委員会の該当区域 東山, 東鷹栖 1・2 条 5・6 丁目, 東鷹栖 3 条 4～6 丁目, 東鷹栖 4 条 6 丁目, 東鷹栖 1・2 線 14～19 号, 東鷹栖 3 線 14～20 号, 東鷹栖 4 線 13～21 号, 東鷹栖 5・6 線 13～22 号, 東鷹栖 7 線 18～20 号, 東鷹栖 8 線 19 号, 東鷹栖東 1 線 17～19 号 (東鷹栖 2 条 4 丁目, 東鷹栖 5・6 線 12 号, 東鷹栖 7 線 13～17 号, 東鷹栖 8 線 18 号, 東鷹栖 9 線 19 号の一部) ・東鷹栖西地区市民委員会の該当区域 東鷹栖 8・9・11 線 13～17 号, 東鷹栖 10 線 13～16 号 (東鷹栖 7 線 13～17 号, 東鷹栖 8・9・11 線 18 号, 東鷹栖 10 線 17・18 号の一部) ・その他, 次の区域 緑台, 柏木, 東鷹栖 7 線 21 号, 東鷹栖 8 線 20・21 号, 東鷹栖 9 線 20～23 号, 東鷹栖 10 線 19～23 号, 東鷹栖 11 線 19～24 号, 東鷹栖 12 線 18～25 号, 東鷹栖 13・14 線 19～25 号, 東鷹栖 15 線 20・21 号 (東鷹栖 9 線 18・19 号, 東鷹栖 10 線 17・18 号, 東鷹栖 11 線 18 号の一部)